平成２８年（フ）第１７３９号
埼玉県朝霞市岡２丁目10番27号　サンビーム202
破産者　間　　慎平
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４０号
大阪府豊中市桜の町４丁目10番10号メゾンＴＭＫ202号室、住民票上の住所大阪府豊中市桜の町４丁目10番10号
破産者　岡本　　良
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７２号
大阪府東大阪市吉松２丁目12番６号、事業所所在地大阪府門真市古川町１番20号
破産者　尾上工務店こと　尾上　致延
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６１４号
大阪府摂津市鳥飼野々２－２　第１号棟第101号室、住民票上の住所大阪府豊中市蛍池西町１丁目16番18―101号
破産者　林　加代子
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９９２号
大阪市鶴見区諸口１丁目13番10―105号
破産者　岡本　守雄
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２００５号
大阪市鶴見区今津南３丁目６番５号　メゾンアクティ203、開始決定時大阪市鶴見区横堤３丁目２番30号
破産者　田坂　欣也
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４６６号
大阪市西区九条２丁目15番６号　ブリューデル九条　303
破産者　多治川孝司
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１６６号
大阪市城東区東中浜２丁目10番13号緑橋グリーンハイツ604
破産者　中満美智子
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２００号
大阪市此花区高見１丁目７番14―1004号
破産者　エムエーシーこと整体療術館てぃぬひらこと　岡村　元靖
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２２６号
大阪府東大阪市御厨南３丁目１番46―808号
破産者　枚村　良一
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２２７号
大阪府東大阪市御厨南３丁目１番46―808号
破産者　枚村　涼子
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２７４号
大阪府東大阪市池島町４丁目７番35号
破産者　鞍本　喜義
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２７５号
大阪府東大阪市池島町４丁目７番35号
破産者　鞍本記久子
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３２８号
大阪市平野区喜連１丁目９番38号　リュストル喜連301号
破産者　杉谷商店こと　杉谷　秀樹
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３６９号
大阪市東成区大今里南４丁目３番16号　ポレール　301号
破産者　篠田愛子こと　ＰＡＲＫ　ＹＯＵＮＳ　ＯＯＫ　朴　　連淑
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３７０号
大阪市東成区大今里南４丁目３番16号　ポレール　301号
破産者　篠田　光一
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３８４号
大阪府茨木市水尾４丁目２番18号　井河マンション　101号
破産者　松本　賢輔
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８９号
広島市安佐北区真亀４丁目３番55―302号
破産者　垰田　雄一
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部